

京都生活協同組合 人権方針

京都生活協同組合(以下、「京都生協」)は、理念「頼もしき隣人たらん」に基づき、相手を気にかかけ、困っていることはともに考え行動し、暮らしに寄り添い、支え合っていく「頼もしき存在」であり続けることを目指しています。

人々がつながりあい、力を寄せ合って、希望ある社会をつくっていく「頼もしき存在」であり続けるには、私たちの事業・活動に関わるあらゆるステークホルダーの皆さまの「人権」を守ることが不可欠です。

私たちは、2018年6月15日に開催された「日本生協連第68回通常総会」において、全国の生協で採択された「コープSDGs行動宣言」を通じて、SDGs課題達成への取り組みによる人権対応を進めています。

次世代へ「安全・安心」な社会と地球環境を手渡していくべく、人権尊重の責任を果たし取り組みを前進させるために、ここに「人権方針」を定めます。

1. 国際規範への準拠

私たちは、「国際人権章典」、「労働における基本原則および権利に関するILO宣言」といった国際規範を遵守するとともに、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を支持・実践します。

2. 適用範囲

本方針は、京都生協グループ(京都生協、及びグループ会社)の人権に関する最上位の基本方針として制定します。

本方針は、京都生協グループの業務に従事しているすべての役職員に適用します。役職員には、雇用関係のある職員(正規職員、専任職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員など)・社員のみならず、役員、派遣社員などが含まれます。

また、事業・活動を支える組合員、取引先、地域社会など、京都生協グループと直接的・間接的に関係があるステークホルダーの皆さまにも、本方針への賛同を働きかけ、対話と協働を通じて、人権尊重への取り組みを進めます。

3. 取り組みの進め方

①推進体制

人権の尊重に関する取り組みを有効かつ効率的に組織全体で推進するため、専務理事を責任者とした組織横断の推進体制を構築し、リスク管理委員会および子会社調整会議などで取り組みの進捗確認やリスクのモニタリングなどを行います。

②人権デュー・ディリジェンス

京都生協グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを通じて、事業・活動に関わるステークホルダーの人権を守り、持続可能な事業と活動を推進します。

事業・活動を通じた人権リスクを評価、特定し、人権リスクの防止・軽減に継続して取り組みます。

また、京都生協グループの事業活動において、人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済・是正に取り組みます。

③開示

本方針や人権尊重の取り組みについては、定期的、かつ継続的にウェブサイトなどで情報開示を行います。

④教育・啓発

役職員に対して、本方針の理解を促し、実践に必要な教育及び研修を行います。

4. 優先的に取り組む人権課題

①労働時間の適切な管理

労働時間・休日・休暇の管理を適切に行います。

②差別の禁止

事業活動に関わるステークホルダーの人権を尊重し、人種、民族、国籍、出身地、性別、年齢、障害の有無、宗教、信条、思想、経歴、性自認、性的指向、雇用形態などを理由とする差別を行いません。

③労働者の保護とハラスメントの禁止

働く人の心身の健康を保つため、働きやすい労働環境・職場づくりを推し進めるとともに、あらゆる虐待、ハラスメント、差別、いじめを撲滅するよう取り組みます。

また、自由な思想に基づく結社の自由、並びに労働者の団結権と団体交渉権を尊重します。

④消費者の安全と知る権利の尊重

全ての組合員を含む利用者に対して、安全な商品・サービスを提供し、知る権利を損ないません。

⑤個人情報とプライバシーの尊重

個人情報の保護に関連する法律および法令規範を遵守し、事業・活動に関わるステークホルダーの個人情報保護とプライバシーの尊重に取り組みます。

⑥児童労働の禁止

子どもたちの未来を守るために、すべての事業・活動の取引関係において、児童労働が行われないよう取り組みます。

⑦倫理的な広告活動

広告活動において差別を行わず、差別を助長する表現を使用しません。

5. ステークホルダーとの対話

本方針を実践するにあたり、人権侵害を受ける可能性のあるステークホルダーとの対話と協議を行い、必要に応じて外部の専門家も活用しながら、人権尊重の取り組みを改善していきます。

6. 相談・通報対応と救済措置

事業・活動に関わるステークホルダーの皆さまにおける人権侵害を未然に防ぐため、また人権侵害に遭われた際に解決するための相談・通報ができるように複数の窓口を設置し、その周知を図ります。

相談・通報者のプライバシーを厳守し、匿名を希望した場合には秘匿性を保ちながら、相談・通報をしたことを理由とした不利益な取り扱いを禁止します。人権侵害が起きていると通報を受けた際には、利害関係を持たない者による調査・対応を行い、事案の解決と是正に取り組みます。

2025年 7 月 4 日

京都生活協同組合
専務理事 瀧本 剛満